

国立大学法人東京外国語大学情報 マネジメント規程

平成 21 年 7 月 28 日
規 則 第 147 号

改正 平成 24 年 3 月 27 日規則第 49 号 平成 25 年 10 月 8 日規則第 49 号
平成 27 年 1 月 26 日規則第 3 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 32 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 34 号 平成 31 年 3 月 19 日規則第 29 号
令和 5 年 5 月 17 日規則第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における全学的な情報施策及び情報セキュリティに関する事項について定める。

(目的)

第 2 条 本学における情報施策の基本的事項について経営戦略に即した全学的な立場から企画・検討し、本学の業務及びシステムの最適化を図ることを目的とする。

2 本学における情報倫理及び情報セキュリティを確保・維持し、本学の管理責任範囲に存在する重要な情報資産を学内外の脅威から守ることを目的とする。

(情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐)

第 3 条 本学の業務及びシステムの最適化を実現するため、業務全般に責任を持つ情報化統括責任者（以下「CIO」という。）及び業務及びシステム等に関する専門的知見を有する CIO 補佐を置く。

2 CIO は、理事又は副学長のうちから 1 名を充てるものとし、学長が指名する。

3 CIO 補佐は次の 2 名を置くものとし、CIO が指名する。

(1) 業務担当（業務の最適化を担当）

(2) システム担当（システムの最適化を担当）

(情報セキュリティ最高責任者及び情報セキュリティ最高責任者補佐)

第 4 条 本学における情報セキュリティマネジメントを最も有効に機能させるため、情報セキュリティの総括的責任を持つ情報セキュリティ最高責任者（以下「CISO」という。）を置く。

2 CISO は、理事又は副学長のうちから 1 名を充てるものとし、学長が指名する。

3 CISO と CIO は、その兼任を妨げない。

4 情報セキュリティに関する専門的知見を有する CISO 補佐を置くことができるものとし、CISO 補佐は、CISO が指名する。

5 CISO 補佐と CIO 補佐は、その兼任を妨げない。

(情報マネジメント・オフィス)

第 5 条 本学における情報施策に関わる基本的事項の全学的な企画・検討・統括、情報倫理及び情報セキュリティの確保・維持に関する事項は、国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程（平成 27 年規則第 67 号）に基づく情報マネジメント・オフィスにて所掌する。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、情報マネジメント・オフィスの議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学情報マネジメント委員会規程（平成19年規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。